



紅葉川に舞い降りた白鳥(2008年2月4日撮影)

## 町民交通傷害保険制度を廃止します

昭和42年から交通事故による被害者救済のために実施してきました「町民交通傷害保険制度」が、令和3年3月31日をもって廃止となります。

制度開始から約50年。この間、民間保険会社等の各種損害保険や共済制度が充実し、行政が担う傷害保険制度活用の役割を終えました。

長きにわたりご活用いただき、ありがとうございました。

閩生活環境課 消防交通係

## 文部科学省からのお知らせ

### — 令和3年3月で、東京電力福島第一原発事故から10年 — 原発事故の賠償請求はお済みですか？

原子力損害の賠償請求は、「損害および加害者を知ったときから10年」で時効となります。

事故後10年が経過しても請求ができなくなるとは限りませんが、時間が経てば経つほど損害を証明する証拠書類が集めにくくなります。これを機会に請求漏れがないかなどの確認をおすすめします。

#### 【無料電話相談をご利用ください】

原子力損害賠償・廃炉等支援機構では、原子力損害の賠償に関する相談や適切な窓口をご案内する無料電話相談を開設しています。

フリーダイヤル ☎0120-013-814

月曜～土曜日 10:00～17:00(日曜・祝日を除く)

時効については  で検索



## 「広報とみおか お知らせ版」の発行を終了します

町は、震災後制定された生活再建や復興のための制度等をお伝えするため、平成24年4月から「広報お知らせ版」を発行してまいりましたが、近年その情報量が減少していることから、令和3年3月をもちましてお知らせ版の発行を終了します。

4月からは、第1金曜日発行の「通常版」のみとなりますが、今後も細やかな情報提供と充実した紙面作りに努めてまいりますので、皆さまのご理解をよろしく願います。

閩企画課 広聴広報係

# 消防署からのお知らせ

## 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、**大変引火しやすく取扱いを誤ると火災に発展してしまう恐れがあります。**

感染予防には有効なものですが、火気の近くでは使用しないようにお願いします。



ストーブの近くで使用した場合



コンロの近くで使用した場合

## 住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう!

### ■交換時期

- 電池切れの時には音声でお知らせするかピッ…ピッ…と短い音が一定の間隔で鳴ります。
- 警報器本体の寿命は概ね**10年**です。

### ■点検方法

- 本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検できます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。



ボタンを押す!

または



ひもを引く!

火災と救急は  
119番

### 消防署連絡先

富岡消防署	0240-22-2119
檜葉分署	0240-25-2119
川内出張所	0240-38-2119



発行／富岡町  
編集／富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字玉塚622-1  
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <https://www.tomioka-town.jp/>  
富岡町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/Tomiokamachi/>  
とみおか公式フェイスブック <https://www.facebook.com/tomippy/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課あてにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。